

宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編

宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編

第1章 趣旨

(趣旨)

- 第1条 宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編（以下「ガイドライン技術基準」という。）は宇治市開発事業ガイドライン 要綱編（以下、「要綱」という。）に規定する技術基準に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この技術基準に定めのない事項については、都市計画法(昭和43年法律第100号)、道路法(昭和27年法律第180号)、消防法(昭和23年法律第186号)及びその他の関係法令等の定めるところによるものとする。

第2章 開発事業計画に必要な調査

(開発事業計画に必要な調査)

- 第2条 開発事業の実施にあたって、地形、地質構造、土質、環境、土地利用の状況等について必要な調査を行い、事業区域及び関連区域(必要に応じてその周辺区域を含む。)の状況を十分に把握しなければならない。
- 2 前項の規定により調査すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 基本的な調査事項
- ア 市街化区域、市街化調整区域の区域区分及び用途地域、風致地区等の調査
 - イ 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の調査
 - ウ 都市計画施設（道路・都市高速鉄道・公園・緑地・下水道等）の区域及び市街地開発事業、地区計画等に関する調査
 - エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係についての調査
 - オ 河川法(昭和39年法律第167号)、砂防法(明治30年法律第29号)、農地法(昭和27年法律第229号)、森林法（昭和26年法律第249号）関係についての調査
 - カ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）関係についての調査
 - キ 自然公園区域の調査
 - ク 地すべり地、急傾斜地崩壊危険区域の調査
 - ケ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の調査
 - コ 地質、地盤の調査、土地利用状況、既設崖面の崩壊の危険性等の現場調査、土質調査及び流末放流先の調査
 - サ 水防法に基づく浸水想定区域等に関する調査
 - シ 京都府環境影響評価条例に係る調査
 - ス 生産緑地法（昭和49年法律第68号）関係についての調査
 - セ 都市緑地保全法に基づく緑地協定の区域の調査
 - ソ 埋蔵文化財、文化財に指定された区域、文化財環境保全地区、国選定重要文化的景観の重要な構成要素に指定された家屋の調査
 - タ 景観計画区域の調査
 - チ 地区まちづくり協議会の区域等の調査
 - ツ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく居住誘導区域及び都市機能誘導区域等に関する調査
 - テ その他必要と思われる調査
- (2) 公共施設等に関する調査事項

- ア 道路（国道・府道・市道・里道等）、林道、農道の位置、幅員、形状等の調査
- イ 排水施設（下水・河川・水路等）、農業用水路の位置、規模、構造、能力及び流末経路の調査
- ウ 公園の位置、規模等の調査
- エ 上水道施設の位置、規模及び能力の調査
- オ 消火栓、防火水槽及び消防の用に供する貯水施設の調査
- カ 道路、河川、水路等の境界明示

第3章 道路

（道路の配置）

第3条 道路の配置は、次表に掲げる道路の区分に応じた配置間隔を標準とする。

道路の区分	配置間隔	備考
地区幹線道路(幅員16m以上)	500 ~ 1,000m	事業区域の骨格となる道路
補助幹線道路(幅員12m以上)	250 ~ 500m	地区幹線道路の枝線となる道路
区画道路(幅員6m以上)	事業区域、街区の構成に応じてすべての敷地に接するよう配置すること	事業区域内の区画構成の基本となる道路
歩行者道(幅員6m未満)		事業区域内の歩行者の専用となる道路

- 2 街区は、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の長辺は80mから120mを標準とする。また、住宅地以外にあっては、予定建築物の用途等を勘案して定めるものとする。
- 3 事業区域内又はこれに隣接する河川、排水幹線、鉄道、自動車専用道路等がある場合は、原則として幅員6m以上の道路を設けるものとする。
- 4 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等、避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。
- 5 その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（事業区域内の道路の最低幅員）

第4条 事業区域内の敷地が接することとなる道路の幅員は、次表に掲げるものとする。

主要な道路			その他の道路		
事業区域の面積	道路の幅員		種別		道路の幅員
	住宅地	住宅地以外			
3ha未満	6.0m以上	9.0m以上	住宅の敷地		6.0m以上
3ha以上～5ha未満	6.5m以上		住宅以外の建	1,000㎡未満	6.0m以上
5ha以上～10ha未満	9.0m以上	12.0m以上	建築物の敷地		9.0m以上
10ha以上	12.0m以上				

- 2 市街化調整区域における20ha以上の開発事業にあっては、予定建築物の敷地から250m以内の距離に幅員12m以上の道路が設けられているものとする。
- 3 その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(事業区域外との接続道路)

第5条 接続道路は、事業区域内の主要な道路と同等な幅員を有するものとする。

- 2 接続道路は、2路線以上設けるものとし、そのうち1路線は主要道路となるように計画するものとする。ただし、市長が消防活動上、避難活動上及び通行上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(事業区域外の接続先道路)

第6条 接続先既存道路の幅員は、6m（住宅地以外の開発事業にあつては9m）以上確保するものとする。ただし、事業規模及び事業区域周辺の道路状況により通行車両に支障がなく、かつ、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項のただし書きの接続先既存道路については、道路改良し、歩行者並びに通行車両に支障のないよう幅員を確保するものとする。

(歩道の設置)

第7条 事業区域内の道路並びに接続道路で幅員9m以上とする場合については、原則、次の各号のとおり歩道を設置するものとする。

- (1) 道路幅員が9m以上、12m未満の場合は、片側歩道とするものとする。
- (2) 道路幅員が12m以上の場合は両側歩道とするものとする。

- 2 歩道の有効幅員は、2m以上とするものとする。

(注1)並木、植樹柵、植栽帯等の路上施設を設ける場合、別途協議するものとする。

(注2)歩道形態は原則、セミフラット方式とするものとする。

- 3 街路樹を設ける際、次の各号に基づき設置するものとする。

- (1) 街路樹は5m～10m間隔で高木を植栽し、高木と高木の間には、低木を配置するものとする。
- (2) 高木については、防根シートを設置するものとする。
- (3) 樹種については、関係課と協議するものとする。

(安全施設等の設置)

第8条 次の各号のいずれかに該当する箇所には、道路構造令（昭和45年政令第320号）第31条に規定する交通安全施設又は同令第33条に規定する防護施設を設置するものとする。この場合において、道路の構造、機能等を勘案して必要と認めるときは、第4条第1項に定める道路幅員に加え、当該安全施設等の設置に必要な幅員を道路幅員として確保するものとする。

- (1) 道路が崖面又は河川、鉄道等に接している箇所
- (2) 道路が屈曲している箇所
- (3) 道路幅員が変化している箇所
- (4) 交差点
- (5) 歩行者、自転車、通行車両及び住民の安全のために必要とされる箇所

(側溝、街渠、集水柵等の排水施設)

第9条 道路には、側溝、街渠、集水柵、その他必要な排水施設等に関係各課と協議の上設置するものとする。

- 2 側溝及び集水柵等には、溝蓋（現場打ちコンクリート蓋を含む）及び柵蓋を設置するものとする。
- 3 道路側溝は、U型側溝（JIS A 5372（3種）落ちふた式）で施工するものとし、表面加工（滑り止め）を施した蓋を設置するものとする。また、側溝若しくは蓋に騒音防止の機能を付加するものとする。ただし、屈曲部は短辺30cm以上の現場打ちコンクリート蓋（刷毛引き仕上げ）で施工

するものとする。また、直線部分であっても、側溝蓋のずれ止めとして10mごとに1箇所は現場打ち側溝蓋を設置するものとする。

- 4 側溝には、5mごとに嵩上げグレーチングを設けるものとする。嵩上げグレーチングの種類については宇治市章入りダクタイトイル鑄鉄製グレーチング又は鋼製の細目（滑り止め型）を使用するものとする。
- 5 第3項の規定により難しい場合で、現場打ち側溝を使用するときは、10mごとに伸縮目地を設けるものとする。
- 6 道路横断溝は原則、暗渠にする。ただし、道路表面水の処理等が必要な場合はこの限りではない。その場合は、宇治市章入り固定式ダクタイトイル鑄鉄製グレーチング又は鋼製の固定式細目グレーチング（滑り止め型）で施工するものとする。なお、グレーチングはナット締め、ゴムキャップ付のものとする。
- 7 特定用途建築行為の車両の乗り入れ部の側溝は横断側溝（前項のグレーチング）とする。
- 8 道路施設等に使用するコンクリート二次製品、鋼材等は、日本工業規格品、本市規格品、国土交通省型又はこれらと同等以上のものとする。
- 9 排水施設等の最小断面は次の各号の基準を満たすものとする。
 - (1) U型道路側溝、U型道路横断溝等は内法一辺の長さは幅30cm、高さ29cm以上とするものとする。
 - (2) 雨水枡又は集水枡の大きさは、流集する側溝に応じたものとする。なお、道路内に設置する枡又はマンホールの底部については、原則として、泥溜は設けないものとする。
 - (3) 排水管は、道路内に布設することを原則とし、内径は300mm以上で計画するものとする。
- 10 側溝等の標準的な構造については、「宇治市土木工事標準図」によるものとする。
- 11 排水管を側溝へ接続する場合、底より5cm確保した位置に接続するものとする。また、排水管を側溝へ接続する箇所については、嵩上げグレーチングを設置するものとする。
- 12 敷地の排水については、原則1箇所に集約すること。

第4章 道路の構造基準

（設計）

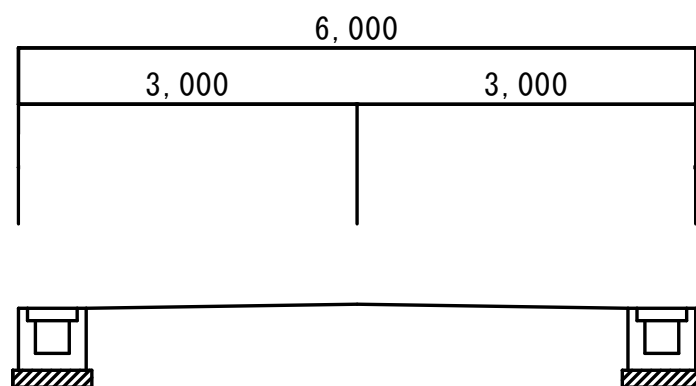
第10条 道路の設計は、この基準に定めるもののほか、道路構造令等に準じるものとする。

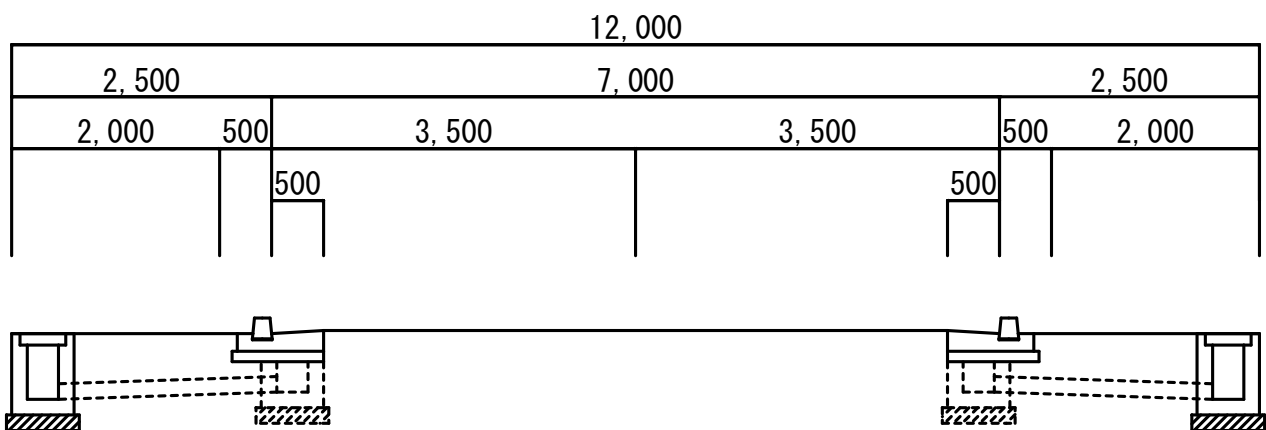
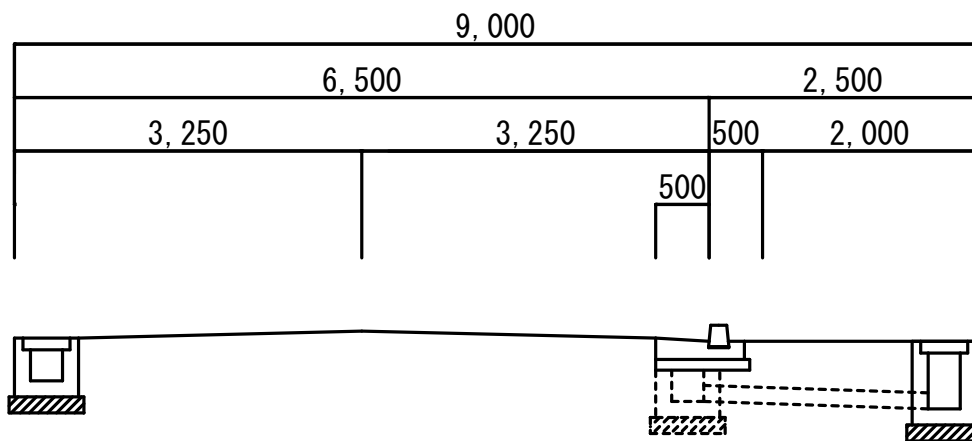
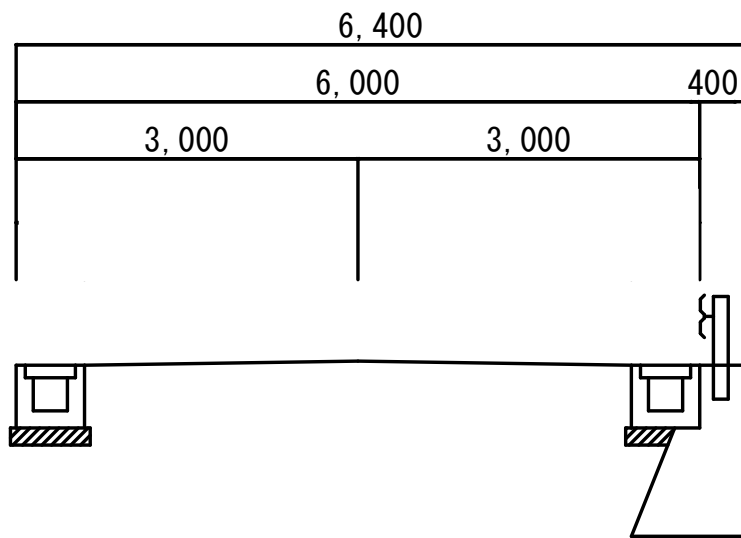
（道路の幅員構成）

第11条 道路の幅員は、設置する道路の区分により、車道、中央帯、停車帯、路肩、歩道等により構成するものとする。

- 2 幅員構成については、図-1を標準とする。

図-1





(道路の設計速度)

第12条 道路の設計速度は、次表に掲げる数値を標準とする。

道路の区分	設計速度(km/h)	道路の区分	設計速度(km/h)
地区幹線道路	40	補助幹線道路	30
区画道路	20		

(道路の平面線形)

第13条 道路が屈折する箇所は、次表に掲げる数値を標準とした曲線半径をとることにより、通行を滑らかにするものとする。

設計速度 (km/h)	曲線半径 (m)				
	標準の場合	地形その他特別な理由がある場合、付することができる最大片勾配の値			片勾配を付さない場合
		6%	8%	10%	
50	100	100	90	85	155
40	60	60	55	50	100
30	30	—	—	—	55
20	15	—	—	—	25

2 曲線間には、適切な長さの緩和区間又は直線区間を設けるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(道路の縦断線形)

第14条 道路の縦断勾配は、最低0.3%以上、最高9%(主要幹線以上の道路にあっては7%)以下にするものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、小区間に限り12%以下とすることができるものとする。この場合において、小区間とは、30m以内とする。

2 道路の縦断勾配の変化点には、所要の縦断曲線を設けるものとする。

3 平面線形が小半径の区間では、縦断勾配を変化させないものとする。

4 道路の縦断線形は、小区間で2以上の勾配変化をさせないものとする。

5 道路の交差及び屈曲部分は、原則として、水平にするものとする。

6 歩道を築造する場合は、5%以下で設計するものとする。ただし、沿道の状況等により、市長がやむを得ないと認めるときは、8%以下にすることができるものとする。

(道路の横断勾配)

第15条 道路の横断勾配は、次表に掲げる数値を標準とする。ただし、片勾配を付する場合は、この限りでない。

路面の種類	勾配及び形状
アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装道	1.5~2.0%の放物線
歩道等	1.0%を標準とする

(注1) 上記により難しい場合は、別途協議する。

2 道路の曲線部には、原則として、その曲線半径に応じた片勾配を付さなければならないものとする。

(道路の交差)

第16条 道路の交差箇所は、道路の区分に応じて次式により求め、適切な間隔を取るものとする。

$$\text{所要交差点間隔（内のり）（m）} = \text{設計速度（km/h）} \times \text{片側車線数} \times 2$$

- 2 道路の平面交差は、直角又は直角に近い角度にするものとする。
- 3 道路の平面交差部には、道路の幅員に応じ、次表に掲げる長さ（隅切り長）以上で隅切りを設けるものとする。

道路の幅員	4m以上 6m未満	6m以上 9m未満	9m以上 11m未満	11m以上
4m以上 6m未満	3m	3m	3m	3m
6m以上 9m未満	3m	4m	4m	4m
9m以上 11m未満	3m	4m	5m	5m
11m以上	3m	4m	5m	6m

(注1) 曲線状に隅切りをする場合又は交通量が多い道路と接続する場合の隅切りについては、その都度協議の上、定めるものとする。

(注2) 交差角度が60度以下及び120度以上のときは、それぞれに応じて増減することができるものとする。

(注3) バスの運行予定路線等については、別途協議の上、定めるものとする。

- 4 交差することとなる道路の枝数は、4以下とし、相対する道路が食い違いを生じさせてはならないものとする。
- 5 接続道路と接続先道路の取付部には、接続先道路の交通量、幅員、地形の状況等を勘案して必要と認めるときは、適切な長さの屈折車線を設けるものとする。
- 6 前項に規定する屈折車線の幅員は3m以上とし、延長は30m以上設けることを標準とし、それにより難しい場合は協議の上、定めるものとする。

(道路の取付縦断)

第17条 平面線形・縦断線形等は、道路構造令に準拠する。なお、区画道路の取付けにあたっては、次の図-2、図-3、図-4を参考とする。

図-2 (主要な道路又は事業区域外道路に取付ける場合)

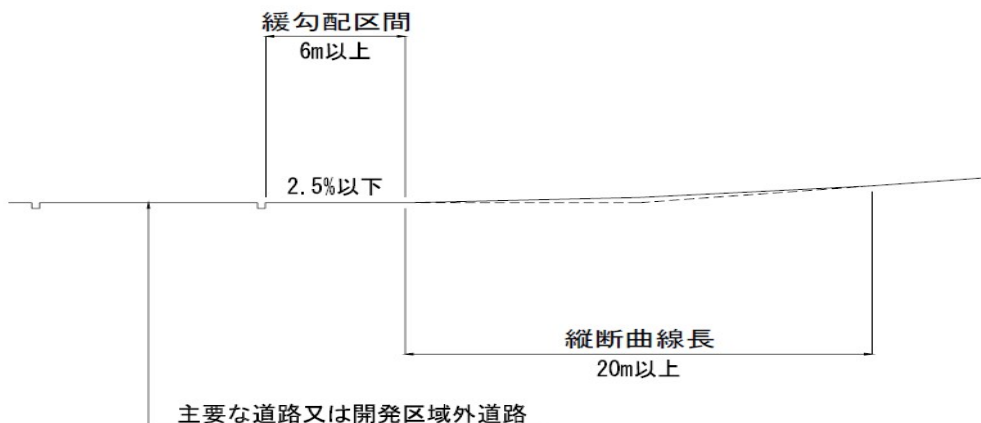


図-3 (区画道路に取付ける場合)

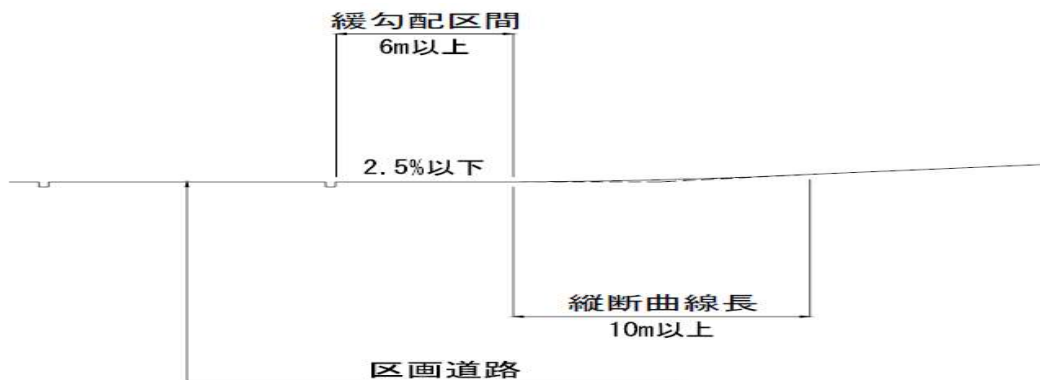
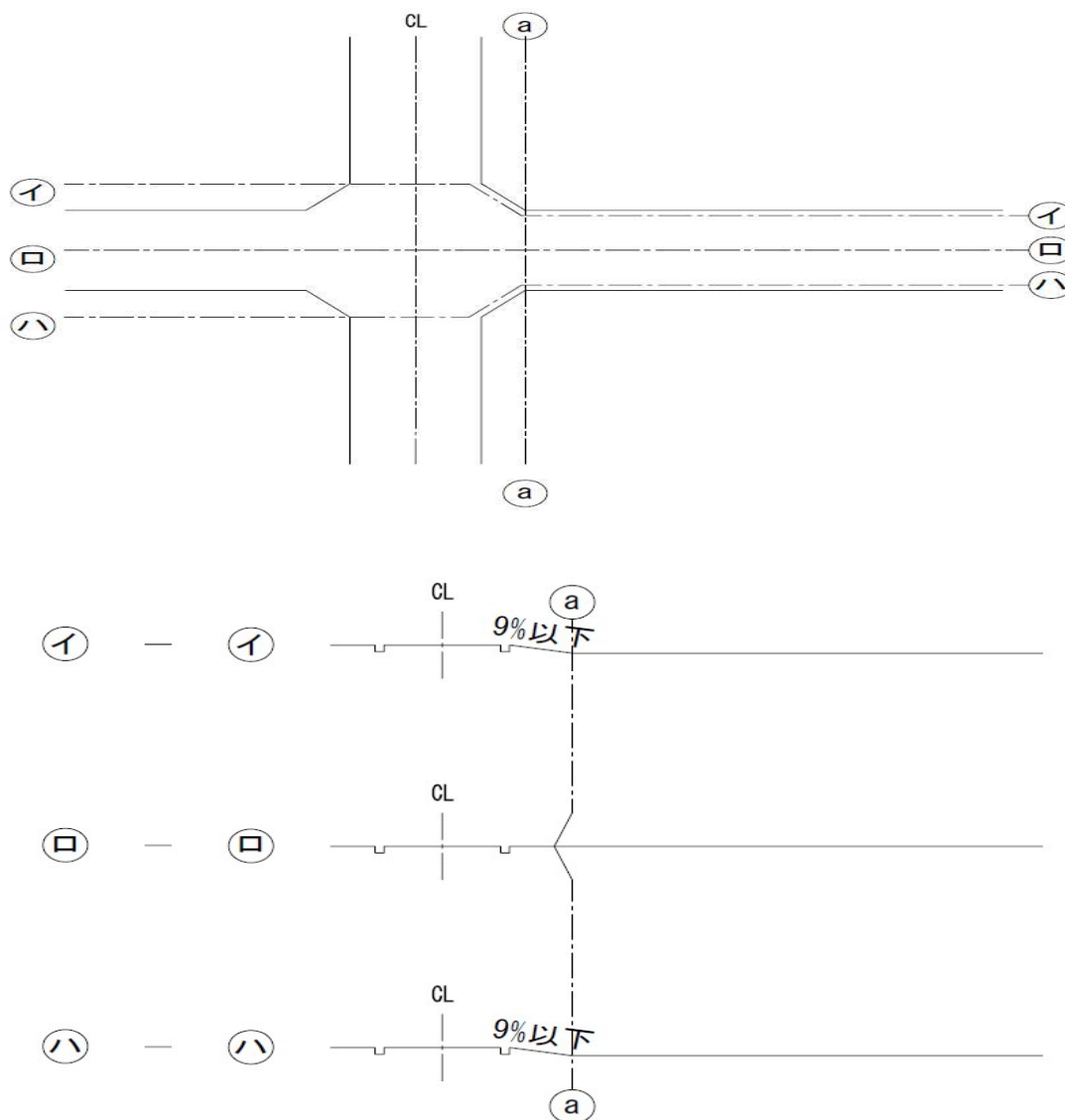


図-4 (取付け先道路に勾配がある場合)



(舗装の構造)

第18条 道路の路面舗装は、舗装設計施工指針、舗装設計便覧に基づき設計するものとする。

2 道路の路面舗装は、アスファルトコンクリート舗装を原則とし、次の各号の規定に従い設計するものとする。

- (1) アスファルトコンクリート舗装の等値換算合計厚（TA）は、路床土の設計CBRにより、次表に掲げる数値以上とする。

(cm)

道路の区分	設計CBR3	設計CBR4	設計CBR6	設計CBR8	設計CBR12
地区幹線道路	26	24	21	19	17
補助幹線道路	19	18	16	14	13
区画道路	15	14	12	11	11

(注1) 路床土の設計CBRは、路床面より50cm以上の深さの乱した土により測定したものをいう。

- (2) アスファルトコンクリート舗装の構造基準は、次表に掲げる数値を標準とする。なお、設計にあたっては、現場CBRを採取の上、決定するものとする。

(cm)

舗装の構造	補助幹線道路			区画道路			一層の最大仕上げ
	設計CBR3	設計CBR4	設計CBR6	設計CBR3	設計CBR4	設計CBR6	
加熱アスファルト 合材	4			3			7
	5			5			7
粒度調整碎石 修正CBR>80	15	20	10	15	15	10	15
切込碎石 修正CBR>30	35	25	30	20	15	15	20

(注1) 地区幹線道路の舗装構造厚は、別途協議の上、定めるものとする。

(注2) 路床土の設計CBRが3未満の場合は、地盤改良等をして施工するものとする。

(注3) 基層工は、粗粒度アスファルト混合物で施工するものとする。

(注4) 表層工は、原則として、密粒度アスファルト混合物で施工するものとする。ただし、縦断勾配が急な場合には、密粒度ギャップアスファルト混合物等のすべり止め舗装等を指示することがあるものとする。

(注5) その他特殊舗装の場合は、別途協議するものとする。

- 3 道路の縦断勾配が急な区間、その他必要と認められる区間では、道路の路面舗装は、セメントコンクリート舗装とすることができるものとする。
- 4 歩道の舗装構造は、次表に掲げる数値を標準とする。

舗装の種別	フィルター層	路盤	表層
アスファルトコンクリート舗装	砂 t=5cm	切込碎石（C-30） t=10cm	透水性アスファルト混合物 t=5cm

(注1) 盛土材料については、設計CBR6以上の良質土で施工するものとする。

(注2) その他の舗装の場合は、別途協議するものとする。

- 5 開発事業に関する工事等により在来舗装道を掘削する場合は、宇治市道路占用規則（昭和49年宇治市規則第33号）の規定により路面を復旧しなければならないものとする。

（階段道路）

第19条 歩行者の便宜上若しくは防災上特に必要があると認められる場合又は地形上やむを得ない

と認められる場合は、次の各号の規定に基づき階段状の道路を設けることができるものとする。

- (1) 幅員は、4m以上確保するものとする。
- (2) 階段の高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設けるものとする。
- (3) 階段の蹴上げ寸法は15cm以下、踏面寸法は30cm以上とし、各段の蹴上げ寸法はそれぞれ一定とするものとする。
- (4) 階段の登り口及び頂上にはアプローチとなる広場を設けるものとする。
- (5) 両側に高欄を設置し、手すり等を設けるなどして安全を図るものとする。
- (6) 車道と接続する場合は、駒止メを設けるものとする。
- (7) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)の規定に準拠するものとする。
- (8) その他必要に応じて、スロープ等を設ける場合については、別途協議するものとする。

(転回広場)

第20条 転回広場は、次の各号の規定に基づき設置するものとする。

- (1) 道路の行止まり部分については、京都府「開発許可に関する技術的基準 第3(道路) 6 袋路状道路の禁止等(1)」に準じた形状のものとする。
- (2) 道路と同等の舗装を施すと共に、有効な排水措置を講じるものとする。
- (3) 擁壁若しくは側溝等の構造物により、区域を明確にするものとする。なお、転落車両による第三者の二次被害が発生するおそれのある場合等には、必要に応じて車両用防護柵を設置するものとする。
- (4) 横断勾配は、2%の放物線を標準とする。ただし、それにより難しい場合は、別途協議するものとする。

(避難通路)

第21条 避難通路は、次の各号の規定に基づき設置するものとする。

- (1) 幅員は、通行可能な有効幅員とし、1.5m以上とする。
- (2) 舗装構造は、次表に掲げる数値を標準とし、有効な排水措置を講じるものとする。

舗装の種別	路盤	表層
アスファルトコンクリート舗装	切込碎石(C-30) t=10cm	密粒度アスファルト混合物 t=5cm

- (3) 地先ブロック、擁壁若しくは側溝等の構造物により、区域を明確にし、必要に応じて転落防止用のフェンスを施すものとする。
- (4) 縦断勾配は、5%以下で設計するものとする。ただし、沿道の状況等により、市長がやむを得ないと認めるときは、縦断勾配を8%以下とするか階段にすることができるものとする。
- (5) 横断勾配は2%を標準とする。ただし、それにより難しい場合は、別途協議する。

(車両乗り入れ部、歩道の切り下げ)

第22条 車両の乗り入れ施設を設ける場合は、関係各課と協議するものとする。

- 2 幹線道路からの乗り入れは、原則として認めないものとする。
- 3 ハーモニカ(串刺し)駐車は、原則として認めないものとする。
- 4 歩道の切り下げ、車両乗り入れ部の標準的な構造は、国土交通省が定める「歩道の一般的構造に関する基準」によるものとする。

(橋梁)

第23条 橋梁は、その設計に用いる自動車荷重を25tf とし、安全な通行を確保できる構造としなければならない。

- 2 その他の水路等の架設物についても前項の規定を準用するものとする。
- 3 高欄、転落防止柵等は、高さ 1.1mを標準として設置するものとする。なお、転落車両による第三者の二次被害が発生するおそれのある場合等には、必要に応じて車両用防護柵を設置するものとする。

(待避所)

第24条 待避所は、次の各号の規定に基づき設置するものとする。

- (1) 待避所相互間の道路の大部分を見通すことができる位置に設置するものとする。
- (2) 待避所相互間の距離は、100mを標準とする。
- (3) 待避所の長さは 20m以上とし、その区間の車道幅員は 5m以上とするものとする。

(道路の擁壁)

第 25 条 道路を保護するために築造する擁壁は、無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、間地石積み造その他の練石積のいずれかとし、道路区域内に設置するものとする。なお、石積擁壁、ブロック積擁壁は直接輪荷重のかかる場合には使用することはできない。ただし、大型ブロック積擁壁については、安定計算した上で安全であると確認できれば、使用することができる。

(道路の境界)

第26条 道路敷地の境界を明示することが必要な箇所には、市規格の境界杭又は境界プレートを設置するものとする。なお、設置にあたっては、その設置位置について関係課と協議するものとする。

(道路の照明等)

第27条 自動車の走行及び歩行者の安全並びに防犯上必要とされる箇所には、道路の照明施設を設置するものとする。

- 2 道路照明施設の設置は、道路照明施設設置基準によるものとする。
- 3 防犯灯については、標準としてLED (EE付) 10VA相当の灯具を 20~30m間隔に設置するものとする。
- 4 その他詳細については、関係課と協議するものとする。

(道路標識等)

第28条 道路標識、区画線等を設置する場合は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)等の基準によるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第29条 視覚障害者誘導用ブロックは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)及び「京都府福祉のまちづくり条例」(平成7年京都府条例第8号)に基づき、関係課と協議の上、設置するものとする。

(道路の占用物件)

第30条 道路に占用物件を設ける場合は、各占用物の施設管理者と調整のうえ、道路管理者の許可又は指示を受けなければならないものとする。

- 2 道路内には、水道メータ、汚水の設置に伴う私設柵等を設けてはならない。

第5章 雨水排水施設等の構造基準

(事業区域外雨水排水施設との接続)

第31条 事業区域内に設置する排水施設の放流先は、河川・水路その他公共の用に供する雨水排水施設に接続するものとする。

- 2 放流先の排水能力・整備の状況からみて、当該施設の管理者が適切でないとする場合は、放流接続位置を変更し、又は下流域への被害防除に必要な貯留施設等を管理者並びに関係課と協議の上、適切な位置に設置するものとする。
- 3 放流先が未改修な施設については、改修等について施設管理者と協議するものとする。
- 4 農業用水路への接続は原則不可とする。やむを得ない場合は、管理者と協議の上、必要に応じて同意又は許可を得るものとする。

(雨水排水施設等の設計)

第32条 排水施設等を設計するにあたっては、この技術基準に定めるもののほか、「河川管理施設等構造令」(昭和51年政令第199号)、「下水道施設計画・設計指針と解説」及び「河川砂防技術基準(案)」に定める河川基準等の規定に準拠するものとする。

- 2 設計にあたって、宇治市公共下水道全体計画(雨水)、河川計画等がある場合は、関係機関と協議し、計画に整合させるものとする。

(計画雨水量)

第33条 事業区域内の計画雨水量は、次に掲げる数式及び数値を用いて算定するものとする。また、計画雨水量は、降雨量と地形から想定される雨水のことを意味し、事業区域内の雨水はもちろん、周辺地形の状況(背後に丘陵地がある場合等も含む。)も考慮するものとする。

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A \cdot (1 + \alpha)$$

Q：計画雨水量 (m³/sec)

I：降雨強度 (mm/h) I = 80mm/h (宅地造成工事規制区域内は I = 120mm/h)

A：集水面積(ha)

C：流出係数 C = 0.8

α ：土砂混入率 $\alpha = 0.1$ (宅地造成工事規制区域内及び砂防指定地内)

- 2 事業区域外に流域を持つ河川及び水路の流量の算定にあたっては、次に掲げる数値を用いて算定し、関係管理者と協議するものとする。

降雨強度 府基準 80mm/h (宅地造成工事規制区域内は I = 120mm/h)

流出係数 府基準 0.8

- 3 その他宇治市公共下水道全体計画(雨水)の規定に準拠するものとする。

(工場排水等の計画流出量)

第34条 工場又はこれらに類する施設からの計画流出量は、操業規模、能力に応じた計画使用水量により定めるものとする。

(排水施設の流下量)

第35条 河川及び水路の流下量は、次に掲げる Manning 公式により算定するものとする。

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

V : 流速(m/sec) n : 粗度係数 R : 径深(m) = A/P I : 勾配

Q : 流下量(m³/sec) A : 流水の断面積(m²) P : 流水の潤辺長(m)

2 粗度係数は、次表に掲げる数値を標準とする。

排水施設等の状況	粗度係数	備考
塩ビ管・強化プラスチック複合管	0.010	
鉄筋コンクリート管等	0.013	
側溝	0.015	
三面張コンクリート	0.020	幹線排水路等
二面張コンクリート	0.025	河床は平坦な土
三面張コンクリート・ブロック及び石積	0.025	
二面張コンクリート・ブロック及び石積	0.030	河床は平坦な土
素堀	0.035	

(注1) その他必要なものは、その都度関係課と協議の上定めるものとする。

(排水施設等の流速及び勾配)

第36条 排水施設等の流速は、下流に行くに従い漸増させ、原則として、最小0.8m/sec、最大3.0m/secの範囲内で定めるものとする。なお、理想的な流速は最小1.0m/sec、最大1.8m/secの範囲内であるため、その範囲で定めるように努めるものとする。

2 排水施設等の勾配は、下流に行くに従い漸減させるものとする。なお、流速が3.0m/secを超える場合は、流速を低減させるために減勢工を設ける等の配慮が必要となる。ただし、雨水管渠の流速が最大3.0m/secを超える場合は、適宜、落差工を設けて底床部を段状とし、流速を減少させるものとする。落差部分には水流による水路底の洗掘等を考慮し、水路構造物以外に同一コンクリート強度で厚さ10cm以上の磨耗層を加えるか石張を行うものとする。なお、落差は原則30cm以下とする。

3 その他地形の条件により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(マンホール等の設置)

第37条 排水路等の末端及び中間接続位置には、集水柵又は接続柵を設置するものとする。

2 管渠排水施設には、次の各号の規定に基づきマンホールを設置するものとする。

(1) マンホールは、管渠の起終点、管渠の方向、勾配、管径等が変化する箇所、段差の生じる箇所及び管渠の会合する箇所にマンホールを設置するものとする。

(2) 管渠のマンホール中心間隔は、関係課との協議の上、決定するものとする。

(3) 管渠の維持管理上必要な箇所にマンホールを設置するものとする。

(4) マンホールは、管渠の直線部においても、管径に応じて次表の最大間隔の範囲内に設置するものとする。

管径(mm)	300以下	600以下	1,000以下	1,500以下	1,650以上
最大間隔(m)	50	75	100	150	200

3 マンホールの大きさは、接続管渠の大きさに適合したものとし、関係課と協議の上決定するも

のとする。

- 4 道路内に設置する柵又はマンホールの底部については、原則として泥溜は設けないものとする。
- 5 市に帰属・寄附する施設のマンホール蓋は原則、宇治市型浮上防止蓋φ600を使用し、個人管理となる場合は同型で宇治市章のないものを使用する。

(吐き口及び接続部)

第38条 吐き口の位置及び構造は、放流先の排水施設等の管理者の指示に従い定めるものとする。

- 2 排水施設等の接続部は、止水及び補強の方法について管理者と協議の上必要な処置を行うものとする。

(排水施設等の断面)

第39条 流量計算を行う際、排水施設等の断面（水深）は次のとおり定めるものとする。

排水施設の種別	計画水深
管渠	100%
暗渠ボックス	90%
開渠	80%

(管渠の接合)

第40条 管渠の接合は、次の各号の基準を満たすものとする。

- (1) 管渠の管径が変化する場合、管渠が合流する場合の接合方法は、原則として水面接合又は管頂接合とするものとする。
- (2) 地表面勾配が急な場合は、管径等の変化の有無にかかわらず地表面勾配に応じて適宜階段接合とするものとする。
- (3) 管渠が合流する場合の中心交角は、60度以下とすること。なお、曲線をもって合流する場合は、管径等の5倍以上とするものとする。
- (4) ステップ等を設ける場合は、関係管理者と協議の上、決定するものとする。

(管渠の埋設の深さ及び位置)

第41条 管渠の埋設深さ及び位置については、関係管理者と協議の上、定めるものとする。

(排水施設等の管理用通路)

第42条 河川及び水路等には、管理に必要な通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

- 2 管理用通路進入口等については、門扉及び車止めを設けるものとする。
- 3 管理用通路の舗装構成については、原則としてアスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装とし、舗装厚については、別途協議の上、定めるものとする。
- 4 管理用通路の幅員は、1m以上確保するものとする。ただし、蓋架設水路は水路総幅の2分の1とし、水路総幅 + (水路総幅 / 2) < 1mの場合は、水路総幅 + (水路総幅 / 2) ≥ 1mとなるよう確保するものとする。
- 5 管理用通路敷地と民有敷地との境界には、境界標（コンクリート、金属プレート等）を設置するものとする。

(材料)

第43条 排水施設等に使用するコンクリート二次製品は、日本工業規格品とする。それにより難い場

合は関係管理者と協議の上使用するものとする。

第6章 調整池の構造基準・雨水流出抑制対策

(設計)

第44条 調整池を設計するにあたっては、この技術基準に定めるもののほか、防災調節池等技術基準(案)(日本河川協会)(恒久基準)、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)(暫定基準)、建設省河川砂防技術基準(案)、重要開発地調整池に関する技術的基準(京都府)等に準拠するものとする。

2 事業区域面積が1ha以上の場合は本市との協議と並行し、京都府との治水協議が必要である。

(調整池の洪水調整方式及び管理施設の設置)

第45条 調整池の洪水調整方式は、原則として、自然放流方式(穴あきダム方式)とするものとする。

2 安全対策や維持管理を考慮し本市が管理することになる施設については次の各号の規定に基づき設置するものとする。

- (1) 転落防止対策として雨水調整池外周にフェンス、注意看板を設置する。フェンスの高さは1.8mを標準とし上部には乗り越え防止用の施設を設置するものとする。
- (2) 維持管理用の門扉、取付道路、調整池名の銘板を設置するものとする。
- (3) 調整池の底部は、維持管理上晴天時にはドライになるような構造とし、機械作業に適した支持力を有しているものとする。
- (4) 降雨時の水位観測のため、雨水調整池内に水位標を設置するものとする。
- (5) 調整池上の土地利用は、原則認めないものとする。

(洪水のピーク流量の算定方法)

第46条 洪水のピーク流量はラショナル式によるものとし、次式により算定するものとする。

$$Q_p = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q_p : 洪水のピーク流量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 洪水到達時間内の平均降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (ha)

(洪水到達時間)

第47条 ラショナル式に用いる洪水到達時間は、洪水時の雨水が流域から河道へ入るまでの時間(流入時間)と流量算定地点まで河道を流れ下る時間(流下時間)との和とする。また、流入時間は河道までの流況により、30分以内の適当な値を取り、流下時間は河道状況により、次式によるクラークン公式又はルチハ公式により求めるものとする。

クラークン公式

H/L	1/100 以上	1/100~1/200	1/200 以下
T(分)	L/210	L/180	L/126

ルチハ公式

$$T = 0.00083 \cdot L / (H/L)^{0.6}$$

H : 高低差 (m)

L : 河道長 (m)

(流出係数)

第48条 流出係数は、次の値を標準とする。

事業前 (市街地) $f_1=0.7$ (山地、耕地) $f_1=0.6$

事業後 $f_2=0.9$ に変更。

ただし、地形、面積等を考慮して適正な値をとるものとする。

(計画対象降雨)

第49条 調整池の洪水調整容量及び洪水のピーク流量を算定するために用いる計画対象降雨については、京都地方気象台の資料に基づき作成した確率降雨強度式により求めるものとする。

(洪水調整容量の算定方法)

第50条 洪水の規模が年超過確率で1/10以下のすべての洪水について、事業後における洪水のピーク流量の値を調整池下流の流下能力の値まで調整するものとする。この場合の調整容量は、1/10確率降雨強度式を用いて求める次式のVの値を最大とするような容量をもって、その必要調整容量とする。ただし、開発事業による流域の変更は、原則として、認めないものとする。なお、1級、2級、準用河川等、管理者が別に基準を定める場合は、別途協議するものとする。

1級、2級 1/50 準用河川等 1/30

$$V=1/360 \cdot (r_i - r_c/2) \cdot f_2 \cdot t_i \cdot A$$

V：必要調整容量(m³)

r_i ：1/10 確率降雨強度式において任意の継続時間に対応する降雨強度(mm/h)

r_c ：調整池下流の流下能力に対応する降雨強度 (mm/h)

f_2 ：開発事業後の流出係数 (第48条による)

t_i ：任意の継続時間

A：流域面積(ha)

r_c は、次式の値のうち最小のものとする。

$$r_c = Q_{pc} \cdot 360 / f \cdot A$$

r_c ：調整池下流の流下能力に対応する降雨強度 (mm/h)

Q_{pc} ：調整池下流の代表地点における流下能力 (m³/sec)

f：当該地点における開発事業後の流出係数

A：当該地点における流域面積(ha)

Q_{pc} は、調整池下流の水路及び河川のうち流下能力が最小と思われる代表地点を選び、次式により算定するものとする。

$$Q_{pc} = (1/n) \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \cdot a$$

Q_{pc} ：調整池下流の代表地点における流下能力 (m³/sec)

n：粗度係数 ただし、次の値を標準とする。

自然河川 n=0.035

護岸河川 n=0.030

三面張河川 n=0.025

R：径深(m)

I：平均河床勾配

a：流積 (m³)

(設計堆積土砂量)

第51条 設計堆積土砂量は、造成中は造成面積1haあたり150m³とし、造成完了後は集水面積1haあたり15m³を標準とするものとする。

(調整池容量)

第52条 調整池容量は、第50条の洪水調整容量の算定方法と前条の設計堆積土砂量との和とするものとする。

(調整池及びその基礎地盤の安定)

第53条 調整池及びその基礎地盤は、調整池の安定に必要な強度及び水密性を有しなければならないものとする。

(ダム構造)

第54条 ダムは原則として、コンクリートダムとし、高さは15m未満とするものとする。

(余水吐)

第55条 余水吐は、当該調整池における1/100洪水に、次に掲げる安全率を乗じた流量を安全に放流できる構造とするものとする。

安全率：コンクリートダム 1.20

(放流管)

第56条 放流管は、次式により求める放流管設計流量を安全に処理できる構造とするものとする。

$$Q = 1/360 \cdot f_2 \cdot r_c \cdot A$$

Q：放流管設計流量 (m³/sec)

f₂：事業後の流出係数 (第48条による)

r_c：調整池下流の流下能力に対応する降雨強度 (mm/h)

A：流域面積 (ha)

放流管の流量公式は、次式により算定するものとする。

$$Q = C \cdot a \cdot (2g \cdot H)^{1/2}$$

Q：放流管流量 (m³/sec)

C：流入による損失係数 一般にC=0.6

g：重力加速度 (m/sec²) g=9.8 (m/sec²)

H：計画満水位における放流管よりの水深 (m)

a：管の断面積 (m²)

(雨水流出抑制対策)

第57条 特定事業者が行う雨水の流出を抑制する対策として、調整池を設置しない場合に必要雨水流出抑制容量は下記の式に基づいて算出するものとする。

$$V = 1/360 \cdot (f_2 - f_1) \cdot I \cdot A \cdot (1 + \alpha) \cdot 3600$$

V：必要雨水流出抑制容量(m³)

f₁：開発事業前の流出係数 (第48条による)

f₂：開発事業後の流出係数 (第48条による)

A：流域面積(ha)

I：降雨強度 (mm/h) I=80mm/h (宅地造成工事規制区域内はI=120mm/h)

α：土砂混入率 α=0.1 (宅地造成工事規制区域内及び砂防指定地内)

(雨水流出抑制対策の方法)

第58条 雨水の流出を抑制する対策は、雨水貯留施設にて対策する。ただし、事業規模や地形等により困難な場合は雨水浸透施設での対策とする。なお、雨水浸透施設については、雨水浸透施設

の取扱い方法に関する参考資料（案）に基づくこととする。

第7章 汚水排水施設等

（公共下水道都市計画区域内工事）

第59条 事業区域内の汚水の排水を公共下水道に接続可能な場合は、事前に市長と協議の上、その指示を受けるとともに「宇治市宅地開発等に関する下水道施設施行指針」に基づき実施するものとする。また、排水設備の設置等については、「宇治市公共下水道条例」（昭和59年宇治市条例第44号）及び宇治市が定める「排水設備工事基準」に基づき協議の上、実施するものとする。

2 特定事業者は、事業区域が公共下水道処理区域外で汚水処理を合併式集中浄化槽で行う場合は、事前に関係課と協議の上、その指示を受けるとする。

第8章 公園等

（公園等の設置）

第60条 公園、又は広場の設置については、市長が別に定める「宇治市宅地開発等に関する公園設置基準」その他関係法令等に基づき施工しなければならない。

第9章 造成計画

第1節 切土

（切土法面の勾配）

第61条 切土法面の勾配は、法高、法面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として、擁壁で覆わなければならないものとする。ただし、次表に掲げる法面は、擁壁の設置を要しないものとする。

法高	H ≤ 5m (崖の上端からの垂直距離)	H > 5m (崖の上端からの垂直距離)
法面の土質		
軟岩（風化の著しいものは除く）	80度（約1:0.2）以下	60度（約1:0.6）以下
風化の著しい岩	50度（約1:0.9）以下	40度（約1:1.2）以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	45度（約1:1.0）以下	35度（約1:1.5）以下
上記以外の土質（岩屑、腐植土（黒土）埋土、その他これらに類するもの）	30度（約1:1.8）以下	30度（約1:1.8）以下

2 次の各号に掲げる場合には、切土法面の安定性の検討を十分に行った上で、勾配を決定するものとする。

- (1) 法高が特に大きい場合
- (2) 法面が、割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、浸食に弱い土質、崩積土等である場合
- (3) 法面に湧水等が多い場合
- (4) 法面及び崖の上端面に雨水が浸透しやすい場合

（切土法面の安定性の検討）

第62条 切土法面の安定性の検討にあたっては、安定計算に必要な数値を土質試験等により適確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の各号に掲げる事項を総合的に検討した上で、法面

の安定性を確保するよう配慮しなければならないものとする。

(1) 法高が特に大きい場合

地山は、一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、法高が大きくなるに伴って不安定要因が増してくる。したがって、法高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて第2号から第7号の各号について検討を加え、できれば余裕のある法面勾配にするなど、法面の安定化を図るよう配慮する必要がある。

(2) 法面が割れ目の多い岩や流れ盤である場合

地山には、地質構造上、割れ目が発達している事が多く、切土した際にこれらの割れ目によって崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査、検討を行い、周辺の既設法面の施工実績等も勘案の上、法面の勾配を決定する必要がある。特に、法面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、法面の勾配を決定することが大切である。

(3) 法面が風化の速い岩である場合

法面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定した法面であっても、切土後の時間の経過と共に表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなる恐れがある。したがって、このような場合には、法面保護工により風化を抑制するなどの配慮をする必要がある。

(4) 法面が浸食に弱い土質である場合

砂質土からなる法面は、表面流水による浸食に特に弱く、落石や崩壊、土砂の流出が起こることが多いので、地山の固結度や粒度に応じた適切な法面勾配とすると共に、法面全体の排水等に十分配慮する必要がある。

(5) 法面が崩積土等である場合

崖すい等の固結土の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、法面が不安定となって崩壊が発生する恐れがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切な法面勾配を設定する必要がある。

(6) 法面に湧水等が多い場合

湧水の多い箇所や地下水位の高い箇所を切土する場合には、その法面は不安定になりやすいので、法面勾配を緩くしたり、湧水の軽減や地下水位の低下のための地下排水工を検討する必要がある。

(7) 法面及び崖の上端面に雨水が浸透しやすい場合

切土による法面又は崖の上端面に砂層や礫層などの透水性の高い地層や破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、法面を不透水性材料で覆うなどの浸透防止対策を検討する必要がある。

(切土法面の形状)

第63条 切土法面の形状には、単一勾配の法面と土質により勾配を変化させた法面とがあるが、その採用にあたっては、法面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状にするものとする。

2 法高の大きい切土法面では、法高5mごとに、原則として、幅2.0m以上の小段を設けるものとする。

(切土の施工上の留意事項)

第64条 切土の施工にあたっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質や地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更するなど、対処する必要があるものとする。

2 次の各号のいずれかに掲げる場合には、施工中に滑り等が生じないように対処した上で、施工するものとする。

- (1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- (2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- (3) 土質が層状に変化している場合
- (4) 湧水が多い場合
- (5) 表面剥離の生じやすい土質の場合

第2節 盛土

(原地盤の把握)

第65条 盛土の設計施工にあたっては、原則として、地盤調査により原地盤の状況を把握し、軟弱地盤か否かの判定を行わなければならないものとする。

(盛土法面の勾配)

第66条 盛土法面の勾配は、法高や盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として、30度以下としなければならないものとする。

2 次の各号のいずれかに掲げる事項には、盛土法面の安定性の検討を十分に行った上で、勾配を決定するものとする。

- (1) 法高が特に大きい場合
- (2) 盛土が地山からの湧水の影響を受けやすい場合
- (3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- (4) 盛土が崩壊すると隣接物に重要な影響を与える恐れがある場合

(盛土法面の安定性の検討)

第67条 盛土法面の安定性の検討にあたっては、次の各号に掲げる事項に十分留意しなければならない。

(1) 安定計算

盛土法面の安定性については、円弧すべり面を仮定した分割法により検討することを標準とする。

(2) 設計強度定数

安定計算に用いる粘着力（C）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定にあたっては、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、解析条件を考慮して剪断試験を行うものとする。

(3) 間隙水圧

盛土をする場合には、透水層を設けるなどして、盛土内に間隙水圧が発生しないようにすることを原則とするが、安定計算によって盛土法面の安定性を検討する場合は、盛土の下部や側方からの浸透水による水圧を間隙水圧（u）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による水圧や盛土施工に伴って発生する過剰間隙水圧を考慮する。また、これらの水圧は、現地の実測によって求めるのが望ましいが、別途適切な簡易方法で求めてよいものとする。

(4) 最小安全率

盛土法面の安定に必要な最小安全率（F_s）は、完了検査終了時において、 $F_s \geq 1.5$ を標準とする。

(盛土法面の形状)

第68条 盛土法面の形状は、気象、地盤条件、材料、盛土の安定性及び施工性等を考慮して合理的に設計するものとする。

- 2 法高が小さい場合には、法面の勾配を単一とし、法高が大きい場合には、法高さ 5mごとに、原則として、幅 2m以上の小段を設けるものとする。この場合において、小段と小段にはさまれた部分は単一勾配で、小段の排水勾配は下段の法と反対方向に下り勾配をつけて計画するものとする。

(盛土の施工上の留意事項)

第69条 盛土の施工にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意した上で、施工するものとする。

- (1) 盛土の施工にあたっては、盛土にゆるみ若しくは有害な沈下又は崩壊を生じさせないために、また、初期の盛土作業を円滑にするために、原地盤の処理を適切にするものとする。なお、既設の盛土に新しく腹付けして盛土を行う場合にも同様な配慮が必要であるほか、既設の盛土の安定に関しても十分な注意を払うものとする。
- (2) 勾配が 15 度（約 1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原地盤の表土を除去すると共に、原則として、段切りをしなければならないものとする。
- (3) 盛土材料として、切土からの流用土や付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握すると共に、次の事項を踏まえて適切な施工を行い、品質のよい盛土を築造するものとする。
 - ア 岩塊及び玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いるなど、使用する場所に注意すること。
 - イ 頁岩及び泥岩等に対しては、スレーキング現象による影響を十分検討しておくこと。
 - ウ 腐食物その他有害物質を含まないようにすること。
 - エ 高含水比粘性土については、(5)に述べる含水量調節及び安定処理により入念に施工すること。
 - オ 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水位が高い場合には、液状化の恐れがあるので十分注意すること。
- (4) 敷均しにあたっては、1層の敷均し厚さ（まき出し厚さ）は 30cm とし、均等に敷均しするものとする。
- (5) 盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工するのが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、バツ気又は散水を行って、その含水量を調節するものとする。また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理などを行うものとする。
- (6) 盛土の締固めにあたっては、所定の品質の盛土を仕上げるために、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行うものとする。
- (7) 盛土の崩壊は、浸透水及び湧水により生じる場合が多いので、必要に応じてフィルター層や地下排水工などを設け、それらを適切に処理するものとする。特に高盛土については、前号までの留意事項と併せて確実にを行うものとする。

(盛土内排水層)

第70条 高盛土及び地下水による崩壊の危険性が高い盛土の場合には、水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図らなければならないものとする。

第3節 崖面の保護等

(崖面保護)

第71条 開発事業において、次の各号に掲げる「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐために、

原則として、その崖面を擁壁等で覆わなければならないものとする。ただし、第61条の表に該当する崖面については、この限りでない。

- (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの。
- (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの。
- (3) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1m以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの。

2 開発事業によって生じる崖面を擁壁で覆わない場合には、その崖面が風化や浸食等により不安定化するのを抑制するために、植生工及び構造物による法面保護工などで崖面を保護するものとする。

(従前の崖面の保護)

第72条 事業区域内の土地が、高さ2m以上の従前の崖の下端から水平距離にして、その高さの2倍以内の位置にある場合にあっては、その崖又は事業区域内の土地の部分について、擁壁の設置等安全上支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、市長が災害防止上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(施工基準)

第73条 宅地造成工事規制区域外で擁壁等を設置する場合は、土木構造物標準設計資料等に適合したものを使用するものとする。ただし、必要と認めるときは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の技術基準に適合させることがある。

2 宅地造成工事規制区域内で擁壁等を設置する場合は、宅地造成等規制法の技術基準に適合したものとする。

第4節 法面の保護等

(法面保護工の選定)

第74条 法面保護工は、法面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性及び将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性及び施工性に優れた工法を選定するものとする。

2 工法の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 植生が可能な法面では植生工を選定し、植生に適さない法面又は植生工では安定性が確保できない法面には、構造物による法面保護工を選定するものとする。
- (2) 法面緑化工及び構造物による法面保護工に併せて、法面排水工を設置するものとする。
- (3) 同一法面においても、土質や地下水の状態が必ずしも同一でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定するものとする。

(法面排水工)

第75条 法面排水工の設計及び施工にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地下水や湧水の状況を把握するために、事前に十分な調査を行うものとする。
- (2) 法面を流下する地表水は、法肩や小段に排水工を設けて排除するものとする。
- (3) 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除するものとする。
- (4) 法面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続するものとする。

第5節 擁壁

(擁壁の選定)

第76条 擁壁の選定にあたっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺への影響を十分に調査把握

し、更に、関係する技術的基準等も考慮しなければならないものとする。

(擁壁の設計)

第77条 擁壁の設計にあたっては、擁壁自体の安全性はもとより、擁壁を含めた地盤全体の安全性についても総合的に検討しなければならないものとする。

第10章 防災措置等

(計画)

第78条 山地部、丘陵地又はその他の傾斜地における開発事業にあたっては、事前計画と並行して当該工事の施工中及び完了後の防災措置計画を立てなければならないものとする。

(施工中の処置)

第79条 開発事業の施工時に、土質の変化、湧水、地盤沈下、その他の障害などが生じたときは、その状況に即応して災害防止に対処するものとする。

- 2 前項の規定により当初の事業区域の一部を廃止する場合は、市長が必要と認める復元措置を講ずるものとする。
- 3 気象条件の急変（台風の接近、集中豪雨等）その他により、災害発生の恐れが生じたときは、特定事業者及び工事施工者は、適切な災害防止の措置を講ずるものとする。
- 4 他の法令等による行為規制が行われている区域で開発事業を実施する場合には、関係機関と調整及び協議等を行わなければならないものとする。

第11章 環境の保全等

(樹木等の保存)

第80条 事業区域内に良好な樹林地が存在する場合は、開発事業の目的、土地利用計画を勘案して、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ずるものとする。

(表土の保全等)

第81条 良好な表土は、造成に際して一時保存し、造成後の植生等に必要とされる区域に復元活用するものとする。

- 2 次の各号に掲げる区域については、植物の育成を確保するため、表土の復元、客土、土壌改良等の措置を講ずるものとする。なお、その措置は、樹種、樹高等の種別に応じた適切なものとする。
 - (1) 公園内の植栽予定地及び緑地計画区域等
 - (2) 隣棟間空地及びその他緑化すべき土地の区域
 - (3) 事業区域の外周で環境保全上必要とされる緩衝帯等の土地の区域（法面等防災上保全すべき区域は除く。）

(緩衝帯の設置)

第82条 事業区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、市長が必要と認める開発事業にあつては、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯等を事業区域の境界に沿ってその内側に設置するものとする。

- 2 事業区域に隣接又は近接して工場等が存在する場合は、環境保全のため、緩衝帯の設置等その他市長が必要と認める措置を講ずるものとする。

第 12 章 消防水利等

(消防水利等)

第83条 防火水槽、消火栓、消防活動用通路及び活動空地の基準については、「消防法」(昭和23年法律第186号)その他関係法令、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)及び市消防長が定める「消防活動空地・水利等の指導基準」に基づき施工しなければならない。

第 13 章 上水道施設

(上水道施設等)

第84条 上水道施設の整備については、「水道法」(昭和32年法律第177号)その他関係法令、「宇治市水道事業給水条例」(昭和37年宇治市条例第10号)その他「宇治市水道事業給水条例施行規程」(昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号)、及び宇治市上下水道部が定める「給水装置工事基準」、「配水管工事基準」その他規程・基準等に基づき施工しなければならない。

第 14 章 補則

(補 則)

第85条 この技術基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

附則

基礎的事項(諸規定の準用事項)

(施行期日)

1 この技術基準は令和5年4月1日から施行する。

(開発事業の協議に関する経過措置)

2 この宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編の施行の日前に宇治市まちづくり・景観条例の規定による協議が調った開発事業については、この宇治市開発事業ガイドライン 技術基準編は適用しない。

(関係図書の作成)

3 事業計画に際し、関係図書の作成については、次に掲げる法令、条例、要綱、示方書、指針等にしたがうものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)
- (3) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)
- (5) 道路構造令(昭和45年政令第320号)
- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)
- (7) 下水道法(昭和33年法律第79号)
- (8) 水道法(昭和32年法律第177号)
- (9) 水道法施行令・水道法施行規則(昭和32年政令第336号・昭和32年厚生省令第45号)
- (10) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)
- (11) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)
- (12) 駐車場法(昭和32年法律第106号)
- (13) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)

- (14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (15) 京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）
- (16) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (17) 消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）
- (18) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (19) 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）
- (20) 宇治市文化財指定条例（昭和 44 年宇治市条例第 11 号）
- (21) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- (22) 宇治市景観計画（平成 20 年宇治市条例第 10 号）
- (23) 宇治市風致地区条例（平成 26 年宇治市条例第 33 号）
- (24) 宇治市風致地区条例 許可基準の解釈及び運用
- (25) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (26) 京都府福祉のまちづくり条例（平成 7 年京都府条例第 8 号）
- (27) 京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号）
- (28) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号）
- (29) 宇治市道路占用規則（昭和 49 年規則第 33 号）
- (30) 宇治市宅地開発等に関する公園設置基準
- (31) 宇治市緑地協定実施要綱
- (32) 宇治市公共下水道条例（昭和 59 年宇治市条例第 44 号）
- (33) 宇治市宅地開発等に関する下水道施設施行指針（污水）
- (34) 排水設備工事基準
- (35) 京都府浄化槽の設置届等に関する要綱（平成 7 年）
- (36) 宇治市水道事業給水条例（昭和 37 年宇治市条例第 10 号）
- (37) 宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和 54 年宇治市水道事業管理規程第 6 号）
- (38) 給水装置工事基準
- (39) 配水管工事基準
- (40) 直結式給水施行要領
- (41) 道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）
- (42) 道路照明施設設置基準（昭和 56 年建設省都街発第 10 号・道企発第 9 号）
- (43) 防護柵設置要綱（平成 16 年道路局長通達）
- (44) コンクリート標準示方書〔土木学会〕
- (45) 道路土工施工指針〔公益社団法人日本道路協会〕
- (46) 舗装の構造に関する技術基準（平成 13 年国都街第 48 号・国道企第 55 号）
- (47) 舗装設計施工指針〔公益社団法人日本道路協会〕
- (48) 舗装施工便覧〔公益社団法人日本道路協会〕
- (49) 日本産業規格

その他関係法令等